

大和市屋外広告物条例

平成19年12月21日

条例第42号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
 - 第2章 広告物等の制限
 - 第1節 許可、禁止地域等(第3条 第12条)
 - 第2節 広告物等の管理(第13条 第16条)
 - 第3節 違反に対する措置(第17条 第25条)
 - 第3章 広告景観形成地区(第26条 第28条)
 - 第4章 審議機関(第29条)
 - 第5章 雑則(第30条 第33条)
 - 第6章 罰則(第34条・第35条)
- 附則
- 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)の規定に基づき、屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件について必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

第2章 広告物等の制限

第1節 許可、禁止地域等

(許可)

第3条 本市内に屋外広告物(以下「広告物」という。)を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要な条件を付することができる。

3 第1項の許可の期間(以下「許可期間」という。)は、3年以内とし、別表に定める広告物及び掲出物件の種類のとおりとする。

(許可申請手数料)

第4条 前条第1項の許可の申請をしようとする者は、申請の際に別表に定める広告物及び掲出物件の種類により、手数料を納めなければならない。

(禁止地域及び禁止物件)

第5条 次に掲げる地域又は場所には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域のうち、市長が指定する区域
 - (2) 文化財保護法第182条第2項の規定により、神奈川県又は市が条例の定めるところにより指定した地域又は場所並びに条例の定めるところにより指定した建造物の敷地及びその周辺の地域のうち、市長が指定する区域
 - (3) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項の規定により指定された保安林
 - (4) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条第1項の規定により定められた特別緑地保全地区
 - (5) 古墳、墓地又は火葬場
 - (6) 道路及び鉄道の線路用地並びにこれらから展望できる範囲で、市長が指定する区域
 - (7) 河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域
- 2 交差点及び踏切並びにその周辺のうち交通安全を確保するために必要と認める地域として市長が指定する区域においては、規則で定める広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
- 3 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
- (1) 橋りょう(ガード類を含む。)、高架構造物、トンネル、信号機、道路の分離帯及び防護さく、道路標識、駒止こまどめ、里程標その他これらに類する物件
 - (2) 街路樹及び路傍樹
 - (3) 郵便差出箱、信書便差出箱、電話ボックス、公衆便所並びに路上に設置する変圧器及び配電器
 - (4) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類する物件
 - (5) 消火栓、火災報知器、指定消防水利標識、防火水槽標識及び火の見やぐら
 - (6) 送電塔、送受信塔及び照明塔
 - (7) 煙突及びガスタンクその他これに類する物件
 - (8) 景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
- 4 石垣その他これに類する物件には、広告物を直接表示してはならない。
- 5 電柱、街灯柱、消火栓標識、バス停留所の上屋及び植樹帯には、はり紙(ポスターを含む。以下同じ。)、はり札等、広告旗又は立看板等を表示してはならない。

6 道路の路面には、広告物を表示してはならない。

(禁止広告物)

第6条 次に掲げる広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(許可の基準)

第7条 次に掲げる広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、規則で定める基準に適合しなければならない。

- (1) 建築物の壁面を利用するもの
- (2) 建築物から突出するもの
- (3) 広告塔、広告板等
- (4) 電柱又は街灯柱を利用するもの
- (5) 電車、自動車等の外面を利用するもの
- (6) 標識柱を利用するもの

2 前項の規定にかかわらず、市長が第26条の規定により指定した広告景観形成地区にあっては、第27条第2項第2号の規定により定めた基準に適合しなければならない。

(適用除外)

第8条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条、第5条及び前条の規定は、適用しない。

- (1) 法令の規定により表示する広告物又はその掲出物件
- (2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のため使用するポスター、看板等

2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条、第5条第1項及び第3項から第6項まで並びに前条の規定は、適用しない。

- (1) 案内図その他公衆の利便に供する広告物又はその掲出物件で規則で定めるもの
- (2) 祭典用その他慣例上使用される広告物又はその掲出物件で規則で定めるもの
- (3) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物で、周囲の景観に調和するものであり、かつ、営利を目的としないもの
- (4) 電車又は自動車に表示する広告物で規則で定めるもの
- (5) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示す

るため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はその掲出物件で規則で定める要件に適合するもの

(6) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はその掲出物件で規則で定める基準に適合するもの

3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条の規定は、適用しない。

(1) 営利を目的としないはり紙、はり札等その他これらに類する広告物で規則で定めるもの

(2) 公共団体、公益法人その他これらに類する団体が表示し、又は設置するもので公益上必要と認められるもの

(適用除外の特例)

第9条 市長は、広告物及び掲出物件が良好な景観の形成に資すると認めるときは、これらに対して第3条、第5条及び第7条の規定の適用を除外することができる。

2 前項の場合において、当該適用の除外を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

(標識票)

第10条 第3条第1項の許可を受けた者は、その広告物又は掲出物件の一部に標識票をはり付けなければならない。ただし、市長が別に定めるものについては、この限りでない。

(変更及び継続)

第11条 第3条第1項の許可を受けた者は、その許可の内容に変更を加え、又はその広告物若しくは掲出物件を改造若しくは移転しようとするときは、更に許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときは、この限りでない。

2 許可期間の満了後、更に継続して広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、期限満了の30日前までに市長に許可の申請をしなければならない。

(完了届)

第12条 第3条第1項の許可を受けた者は、その広告物又は掲出物件の表示、設置、変更、改造又は移転が完了したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

第2節 広告物等の管理

(管理義務)

第13条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者(以下「設置管理者」という。)は、これらに関し、補修その他必要な管理を行い、良好な状態

に保持しなければならない。

(特定屋外広告物安全管理者の設置)

第14条 建築基準法(昭和25年法律第201号)第88条第1項に定める工作物であって、高さ4メートルを超える広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、規則で定めるところにより特定屋外広告物安全管理者を置かなければならない。

(除却の義務)

第15条 設置管理者は、許可期間が満了したときは、10日以内にこれらを除却しなければならない。許可を取り消されたときも、同様とする。

- 2 設置管理者は、その広告物を表示し、又は掲出物件を設置する必要がなくなったときは、これらを速やかに除却しなければならない。
- 3 設置管理者は、はり紙、ポスター等補修できない広告物がき損し、又は汚損したときは、速やかに除却しなければならない。

(除却等の届出)

第16条 設置管理者は、許可を受けた広告物又は掲出物件を許可期間の満了前に除却し、又は滅失したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

第3節 違反に対する措置

(違反に対する措置)

第17条 許可を受けた広告物若しくは掲出物件が良好な景観若しくは風致を著しく害し、若しくは公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったとき、又は許可申請書に虚偽の事項があったときは、市長は、その許可を取り消し、又は設置管理者に対して、5日以上を定め、これらの改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。

- 2 この条例又はこの条例に基づく規則に違反した広告物又は掲出物件があるときは、市長は、設置管理者に対して、5日以上を定め、これらの改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。

第18条 市長は、法第7条第2項の規定により掲出物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定め、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときには、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項)

第19条 法第8条第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及び除却し、又は除却させた日
- (3) その広告物又は掲出物件の保管を開始した日
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法)

第20条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、規則で定める場所に14日間(法第8条第3項第1号に規定する広告物は、2日間)掲示すること。
 - (2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件については、前号の掲示の期間が満了しても、なおその広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者(第24条第1項において「所有者等」という。)を確知することができないときは、その掲示の要旨を告示すること。
- 2 市長は、規則で定めるところにより、保管した広告物又は掲出物件の一覧簿を作成し、関係者の閲覧に供するものとする。

(広告物又は掲出物件の価額の評価の方法)

第21条 法第8条第3項の規定により、広告物又は掲出物件の価額を評価するときは、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手続)

第22条 法第8条第3項の規定により、保管した広告物又は掲出物件を売却する場合は、規則で定める方法により行うものとする。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第23条 法第8条第3項各号に規定する条例で定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日
- (2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月
- (3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間

(保管した広告物又は掲出物件の返還の手続)

第24条 市長は、所有者等から保管した広告物又は掲出物件(法第8条第3項の規定により

売却した代金(次項において「売却した代金」という。)を含む。)の返還を求められたときは、受領書と引換えに返還しなければならない。この場合において、市長は、所有者等にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によって所有者等であることを証明させなければならない。

- 2 売却した代金の額は、法第8条第5項の規定により売却に要した費用に充てた場合にあっては、当該売却に要した費用に相当する金額を控除した金額とする。

(報告及び立入検査)

第25条 市長は、法及びこの条例の施行に必要な限度において、設置管理者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員をして広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第3章 広告景観形成地区

(広告景観形成地区の指定)

第26条 市長は、良好な景観を形成するため特に必要であると認める地域を広告景観形成地区として指定することができる。

(広告景観形成地区の地区基本計画)

第27条 市長は、広告景観形成地区を指定しようとするときは、当該広告景観形成地区における広告物及び掲出物件に関する基本計画(以下「地区基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 地区基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 広告景観形成地区の広告物及び掲出物件に関する基本目標及び方針
 - (2) 広告物及び掲出物件の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準
- 3 市長は、地区基本計画を定め、又は変更若しくは廃止しようとするときは、規則で定めるところによりその旨を公示し、その案を当該公示の日から起算して15日間一般の縦覧に供しなければならない。
- 4 前項の規定による公示があったときは、当該広告景観形成地区内の住民及び当該広告景観形成地区内における設置管理者のうち意見を有する者は、縦覧に供された地区基本計画の案について、当該公示の日から起算して30日以内に市長に当該意見を記載した書面を提出することができる。

(広告景観形成地区における指導等)

第28条 市長は、広告景観形成地区において、景観の形成の推進のため必要があると認めるときは、設置管理者に対し、地区基本計画に適合するよう指導及び助言をすることができる。

第4章 審議機関

(審議機関)

第29条 市長は次に掲げる場合は、大和市街づくり推進会議(以下「推進会議」という。)の意見を聴かななければならない。

- (1) 第5条第1項第1号、第2号及び第6号並びに同条第2項の区域の指定若しくはその指定の変更若しくは解除をし、又はこれらを定める規定を設けようとするとき。
- (2) 第7条及び第8条に規定する基準等を定めようとするとき、又は第9条第1項の規定によりこの条例の適用を除外しようとするとき。
- (3) 第26条の広告景観形成地区の指定又はその指定の変更若しくは解除をしようとするとき。
- (4) 第27条第1項の地区基本計画を定め、又は変更若しくは廃止しようとするとき。

第5章 雑則

(告示)

- 第30条 市長は、第5条第1項第1号、第2号及び第6号並びに同条第2項の区域を指定し、又はその指定を変更し、若しくは解除をしたときは、その旨を告示しなければならない。
- 2 市長は、第26条の広告景観形成地区を指定し、又はその指定を変更し、若しくは解除をしたときは、その旨を告示しなければならない。
- 3 市長は、第27条第1項の地区基本計画を定め、又は変更若しくは廃止しようとするときは、その旨を告示しなければならない。

(適用上の注意)

第31条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(処分、手続等の効力の承継)

第32条 設置管理者について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第6章 罰則

(罰則)

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項又は第5条の規定に違反した者
 - (2) 第11条第1項の規定に違反した者
 - (3) 第15条第1項の規定に違反した者
 - (4) 第17条の規定による命令に違反した者
- 2 第25条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、200,000円以下の罰金に処する。
- 3 第10条の規定に違反した者は、100,000円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(禁止地域等の指定等の手続きの特例)

- 2 第29条の規定にかかわらず、市長は、施行日に限り、推進会議の意見を聴かないで、第5条第1項第1号、第2号及び第6号並びに同条第2項の区域の指定をし、並びに第7条及び第8条に規定する基準等を定めることができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に、神奈川県屋外広告物条例(昭和24年神奈川県条例第62号。以下「県条例」という。)の規定によりなされた許可、処分、手続その他の行為で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に県条例の規定に基づき適法に表示されている広告物、又は設置されている掲出物件で、第5条又は第7条に規定する基準に適合しないこととなるものは、施行日から当該広告物又は掲出物件の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の規定による耐用年数をいう。以下同じ。)の満了の日までの間(施行日における当該広告物又は掲出物件の耐用年数の残存期間が10年未満のもの、10年間)は、当該広告物の表示又は掲出物件の設置の許可に係る県条例に規定する

基準を適用するものとする。

(大和市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

5 大和市附属機関の設置に関する条例(昭和33年大和町条例第9号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別表(第3条関係)

広告物又は掲出物件の種類		単位	許可期間	手数料
はり紙、ポスター		100枚までごとにつき	1月以内	600円
広告旗		1本	1月以内	350円
広告幕		1張	1月以内	300円
アドバルーン	照明あり	1個	1月以内	1,500円
	照明なし	1個	1月以内	1,000円
立看板(紙張、布張)		1基	1月以内	250円
立看板(木製、金属製)		1基	3月以内	600円
はり札及び電柱、街灯柱又は標識柱を利用するもの		1枚	1年以内	300円
電車、自動車等の外面を利用するもの		1台	1年以内	750円
広告塔、広告板、アーケードに設置するもの、広告幕(懸垂装置のあるもの)又は映画看板	照明あり	1基	3年以内	2,900円 (表示面積が5平方メートルを超えると きは、2,900円にその 超える表示面積5平方 メートルまでごと に2,900円を加算し た額)
	照明なし	1基	3年以内	1,700円 (表示面積が5平方 メートルを超えると きは、1,700円にその 超える表示面積5平方 メートルまでごと に1,700円を加算し た額)
アーチ	照明あり	1基	3年以内	9,000円

	照明なし	1基	3年以内	6,000円
--	------	----	------	--------

備考 広告幕(懸垂装置のあるもの)及び映画看板については、その許可期間中(3年以内)は、内容変更の許可手続きを必要としない。